

# 重要事項説明書

社会福祉法人 豊頃愛生協会

介護予防短期入所生活介護事業所とよころ荘

当事業所は指定介護予防サービス事業の指定を受けています。

【 北海道指定 事業所番号 0174700070 号 】

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」と認定された方が対象となります。

## 1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊頃愛生協会
- (2) 法人所在地 北海道中川郡豊頃町茂岩 49 番地 78
- (3) 電話番号 015-574-2627
- (4) 代表者氏名 理事長 石塚周二
- (5) 設立年月日 昭和57年7月9日

## 2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所(平成 18 年4月1日指定)  
北海道第0174700070号  
当事業所は特別養護老人ホームとよころ荘に併設されています。
- (2) 事業所の名称 介護予防短期入所生活介護事業所とよころ荘
- (3) 事業所の所在地 北海道中川郡豊頃町茂岩 49 番地 78
- (4) 電話番号 015-574-2627
- (5) 管理者(施設長) 施設長 金川正次
- (6) 開設年月 昭和 58 年 4 月 1 日
- (7) 利用定員 定員 4 名 / 1 日 (指定短期入所生活介護事業の利用者と併せて)
- (8) 事業の目的

指定介護予防短期入所生活介護は、要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助および機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図り、要介護状態にならないよう予防することを目的とします。

### (9) 事業の運営方針

当事業所は、ご契約者の意思および人格を尊重し、常にご契約者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。ご家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村をはじめ地域の保健・医療・福祉サービス期間、団体との密接な連携を図り、総合的な介護老人福祉サービスの提供に努めます。

また、当事業所「身体拘束廃止指針」に基づき、身体拘束廃止に努めます。

## 3 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 豊頃町内全域
- (2) 営業日及び営業時間 年中無休

## 4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1 施設長	1名	1名
2 総務課長	1名	一名
3 事業課長	1名	一名
4 生活相談員(兼務)	1名	1名
5 看護職員(兼務)	1名	1名
6 介護職員	1名	1名
8 事務職員(兼務)	1名	一名
9 栄養士(兼務)	1名	一名
10 医師(嘱託)	1名	1名

※常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

#### <主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	①早番 7:00～16:30 ②日勤 9:00～18:00 ③遅番 10:30～19:30 ④夜勤 16:30～9:30
2. 看護職員	①早番 8:00～17:00 ②日勤 8:30～17:30 ③遅番 9:00～18:00 夜間等不在時も連絡体制を定め緊急時に対応します。

## 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、原則として利用料金の9割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

#### ① 食事(但し、食費は別途いただきます。)

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

#### (食事時間)

- ・ 朝食 8:00～ 9:00
- ・ 昼食 12:00～13:00
- ・ 夕食 17:00～18:00

② 入浴

週 2 回の入浴を原則としています。

ご契約者の心身の状態に合わせて入浴することができます。

③ 排泄

ご契約者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうと共に、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。

④ 機能訓練

看護職員及び介護職員が、入居者の身体状況に応じて歩行訓練、リハビリ体操、脳トレーニング等を実施します。

⑤ 着替え・整容等

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。

個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

リネン交換は、原則として週 1 回行ないます。その他は、随時対応いたします。

⑥ 健康管理

利用期間中の健康チェックを実施します。

服薬があれば服薬の管理を実施します。

緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等と連携をとり対応します。

ご契約者が受診される場合は、原則としてご家族等の付き添いをお願い致します。

⑦ 相談援助

生活相談員が、ご契約者およびご家族の相談に応じ、必要な援助を行ないます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、全額をご契約者に負担していただきます。

① 食費

② 居住費

③ 通常の事業実施区域外への送迎

④ その他日常生活に必要なもので、ご契約者に負担いただくことが適当であるもの

(3) 当事業所が提供するサービスの利用料金は「別表1」とおりです。

(4) 利用料金のお支払い方法(契約書第 6 条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月 10 日までにご請求しますので、以下によりお支払い下さい。

お支払い方法:現金集金を原則といたしますが、特別な事情等がある場合は申し出てください。

領収書の発行:お支払いの際に領収書を発行いたします。

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第 7 条参照)

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止変更

することができます。この場合にはサービス実施日の前までに事業者に出してください。

## 6 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### (1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口(担当者)

生活相談員

○苦情受付時間

毎週月曜日から金曜日(午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分)

(015)574-2627

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

○第三者委員

河 原 則 行 (015)574-3818

杉 村 ひとみ (015)574-2005

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

豊頃町福祉課	所在地 電話番号 係 名	豊頃町茂岩本町 125 番地 (015)574-2214 福祉係
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 (011)231-5161
北海道福祉サービス運営適正化委員会	所在地 電話番号	札幌市中央区南 2 条西 7 丁目 北海道社会福祉協議会内 (011)204-6310

## 7 緊急時の対応

サービスの提供中、契約者の容態に急変又はその他緊急事態が発生した場合には、速やかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者に連絡を行なうと共に必要な措置を講じます。また、夜間等の看護師不在時でも連絡体制を定めて、緊急事態に対応できる体制をとっております。

## 8 事故発生時の対応方法

事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応及び報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。事故が発生した時又はそれに至る危険性が報告された場合は、改善策を講じ、職員に周知徹底する体制を整備します。さらに、事故発生防止のために委員会及び介護職員等に対する研修会を定期的に行います。また、担当者を設置しこれらの措置を適切に実施することとします。

2 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行うこととします。

3 事業所は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うこととします。

## 9 非常災害時の対応

火災または地震等の非常事態が生じた場合は、速やかに消防署及び防火管理者へ連絡するとともに、社会福祉法人豊頃愛生協会の定める防火管理規程に基づき、防火隊を組織し、災害による被害を最小限に止めるよう努めます。

☆防 災 設 備： 毎年保守点検業務者や消防機関と連携して、非常時における体制を整えています。

☆防 火 訓 練： 消火及び通報並びに避難訓練を年2回実施しています。

☆防火管理者： （防火管理者資格有）

## 10 衛生管理に関する事項

事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備、飲用に供する水等について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を行うとともに、医薬品、医療用具の管理を適正に行います。

2 事業所は、指定介護予防短期入所生活介護サービスにおいて感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用する場合がある)を、おおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ④ 前3項に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

3 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

## 11 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12 身体拘束に関する事項

事業所は、契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は原則行いません。ただし、契約者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きに

より身体等の拘束を行う場合があります。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

### 13 業務継続計画の策定等について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 14 秘密保持等

事業所の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。

- 2 事業所は、職員であった者が職員でなくなった後も、その業務の業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておく必要があります。

### 15 その他運営に関する留意事項

社会福祉施設に従事する職員として、福祉に対する概念と事務及び技術等の向上を図るため、施設長が別に定める職員研修計画等に基づき、必要と認められる研修を実施します。

- (1)採用時研修 採用後1カ月以内
- (2)継続研修 年1回

- 2 事業所は、全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。ただし、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者は除きます。
- 3 事業所は、適切な指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 4 事業所は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図ります。

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第35号(平成18年3月14日)第8条の規定に基づき、利用者申込者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。